

減免内容（入場料を徴収しないものに限る。）	減免率
(1) 公園又は緑地の健全な利用の増進を目的とするため利用するとき。	
ア 県の都市公園の健全な利用の増進を目的として行う事業に協賛して行われるもの。ただし、営利を目的としないものに限る。	10/10
イ 都市公園の健全な利用の増進を目的とすると認められる集会その他の催し。ただし、営利を目的としないものに限る。	10/10
ウ 体育連盟（小・中・高）が行う講習会等（入場料を徴収しないもの）ただし、営利を目的としないものに限る。	全県の児童又は生徒 10/10 都市単位以上の児童又は生徒1/2
(2) 学校（大学を除く）、専修学校、保育所又は体育連盟（小・中・高）が行う、学年単位以上の生徒等が参加する運動会、競技会等のスポーツ行事。ただし、校長、保育所長等代表者が申込みをし、物品等の販売を主たる目的としないもの、入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。また、冷暖房及び夜間照明、体育館を専用利用する場合に必要なと認める照度以上の照明をしたときに加算される利用料金についても減免する。	10/10
(3) 下記に該当するものが利用するとき。ただし、専用利用する場合は、入場料を徴収しないもの、物品等の販売を主たる目的としないものに限る。	個人で利用する場合10/10
①下記の者及び介護者（1人の介助では困難と認められたときは2名までの介助者を対象とする）	団体等で利用する場合、利用者中1/2以上の障害者、70歳以上の者、要介護者等が含まれている場合は10/10、1/2未満の場合は1/2
ア 身体障害者手帳の交付を受けた者	
イ 療育手帳の交付を受けた者	
ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者	
エ 児童相談所長又は知的障害者更正相談所長が知的障害者（児）として証明した者及び知事が障害の状態に関する証明書の交付を受けた者	
オ 児童相談所長が、自閉症を主たる症状とする児童について、病院に収容することを要しないとして、証明書を交付した者	
カ 小学校長又は中学校長が、知的障害、病弱等に伴って情緒障害を有する児童又は生徒として認め、証明書を交付した者	
②70歳以上の者	
③介護保険法の要介護認定又は要支援認定を受けた者及びその介護者	
(4) 生徒等が主体となって専用利用するとき。ただし、県内の生徒等の人数の割合が2分の1以上で、利用日から6日前までの間に申込みされたものに限るとともに、土日・祝日の利用を除く。	10/10
(5) 県が主催又は共催する集会その他の催しの場合であって、その都度県が減免を要請するもの。	10/10

<p>ただし、鳥取県が主催する県民スポーツレクリエーション祭で利用するときで、本大会の実施にかかるものであり、かつ実施競技団体長名で申請があったものについては県の要請を必要としないものとする。</p>	
<p>(6) ネーミングライツ・スポンサー企業が各施設を利用するとき。ただし、1年間に各施設1日1回限りとする。</p>	10/10
<p>(7) とっとり県民の日（9月12日）並び9月の第2土曜日及びその翌日において、下記の施設を利用するとき。ただし、専用利用を行う場合（テニス場は多数のコートを使用する場合は、とっとり県民の日にふさわしい行事を行う場合に限る。 陸上競技場、野球場、補助競技場、球技場、テニス場、多目的広場、県民体育館</p>	10/10
<p>(8) みどりの日前後の、5月3、4、5日、10月第3週の月曜日から金曜日の5日間を大会等以外で利用するとき</p>	10/10
<p>(9) 国体強化指定選手が一般利用で利用するとき。 ■対象となる施設 陸上競技場（グラウンド、屋内練習場、トレーニングルーム） 鳥取県民体育館（メインアリーナ）</p>	10/10
<p>(10) 鳥取県在中のオリンピック、パラリンピックの強化指定選手が一般利用で利用するとき ■対象となる施設 陸上競技場（グラウンド、屋内練習場、トレーニングルーム） 鳥取県民体育館（トレーニングルーム、メインアリーナ）</p>	10/10
<p>(11) 学生が一般利用で利用するとき。 対象となる施設 陸上競技場（トレーニングルーム） 鳥取県民体育館（トレーニングルーム）</p>	1/2
<p>(12) 青少年等の健全育成に寄与する目的として行う催しで、指定管理者が特に必要と認めるもの。（鳥取県体育協会が主催する事業）</p>	10/10